

氏名（本籍）	橋谷聡一
学位の種類	博士（法学）
学位記番号	博乙第 2721 号
学位授与年月日	平成 27 年 2 月 28 日
学位授与の要件	学位規則第 4 条第 2 項該当
審査研究科	ビジネス科学研究科
学位論文題目	受託者の善管注意義務・忠実義務の再構成

主査	筑波大学 客員教授 Dr. juris	新井 誠
副査	筑波大学 教授 博士（法学）	徳本 穰
副査	筑波大学 教授	弥永 真生
副査	千葉大学 教授 博士（法学）	小賀野 晶一
副査	山梨県立大学 教授 博士（法学）	澁谷 彰久

## 論文の内容の要旨

### 1、本研究の目的

信託には、民法上の財産管理制度で実現不可能な様々な機能があり、民商事を問わず、広範な分野で活用されている。

もっとも、これらの機能は、有効な信託に認められるべきであるが、民法上の財産管理制度とは異なり、受託者は、委託者から信託財産の管理権・処分権のみならず名義をも得、受益者のためにその管理・処分を行う。すなわち、実質的に他人の財産である信託財産を財産管理権者である受託者があたかも自らの財産であるかのような外観を有しつつ、管理・処分する点において、手段が目的を超過した財産管理制度となる。それゆえに、その効果としての機能が生じる前提として、どのような義務を課された受託者による信託なら有効とできるか、つまり、実質的に他人の財産として管理されていると評価できるかという問題が本質的に内在する。

ところで、受託者の義務のなかでも、善管注意義務並びに利益相反行為の制限及び競合行為の制限（以下、「利益相反行為の制限等」とする）を含む忠実義務は、「車の両輪」と称される重要な義務である。これらの義務の性質と内容は、平成 18 年の改正以前の信託法（以下、「旧信託法」とする）では、必ずしも明確ではなかったが、現在の信託法では、その規定の充実と柔軟化が図られている。

本研究では、信託の有効性を考えるにあたり、単に形式的に法律要件を充足するのみでは十分でなく、実質が伴わなくてはならないという「信託の実質」を重視する学説からの着想に基づき、その内容及び趣旨を検討するとともに、特にその性質について、イギリス及びアメリカにおける信託（法）を踏まえ、解釈と評価を行うことを目的としている。

## 2、本研究の構成

第1章では、信託法制及び改正の概要を述べ、旧信託法が主にイギリスの信託（法）を継受したこと、信託法がアメリカの「統一信託法典」を参考に改正されたことから、これらとの比較を通じた検討が必要であるとしている。そして、善管注意義務、忠実義務等に係る規定、義務違反の効果について整理した後、受託者及び他の民法上の財産管理制度における財産管理権者の権限・義務を比較し、財産管理制度としての性質及び受託者の権限との均衡という観点から、受託者の義務を検討する必要があるとした。その上で、信託の機能、利用状況、受働信託の議論を整理し、受託者への財産権の移転に対応した受託者の義務等を重視する「信託の実質」という観点から、これらを検討する必要性を説いている。

第2章では、善管注意義務を検討している。ここでは、旧信託法20条が定める同義務の内容及び趣旨等について、学説に加え、委任との比較等を踏まえ整理している。本研究では、その性質を文理及び立法過程から直ちに明らかとすることはできなかったものの、学説が一般に任意規定と解しているところ、かつての担保付社債信託法68条2項における受託会社の善管注意義務の文理との比較という形式的理由と信託行為は支配的形態として信託契約によるものであり、これを民法上の財産管理権者と共通の義務と考えることができるという実質的理由から、任意規定と解すべきことを述べている。次いで、信託法29条2項における同義務の内容及び趣旨についても、立案担当者的見解及び学説を踏まえ整理している。その性質は、同項但書から明らかに任意規定であるため、特に任意規定化の限界について、法制審議会信託法部会、国会の審議を詳細に検討している。同義務は、当初から私的自治を理由に任意規定として提案されており、これを課さないこと等はできないが、一般的に「自己の財産に対するのと同じの注意義務」とすることが可能との解釈がなされていた。しかし、学説では、これに対する反対説として、個別具体的な信託事務処理について、その程度の軽減・加重が認められるとする理解が有力に主張され、既に立法過程における理解と学説の乖離が生じていることを指摘している。また、信託業法についても、平成16年の改正及び信託法制定に伴う改正の経緯を詳細に渡り検討し、信託会社の同義務が、現在の信託業法では当事者の情報量・交渉力格差を理由に強行規定とされていることを明らかとしている。

第3章では、イギリス及びアメリカの信託（法）における注意義務について検討している。イギリスにつき、コモン・ロー及び2000年受託者法を検討し、注意義務の程度は、客観的注意義務であるが、受託者の有償・無償、専門性の程度により異なる水準が設けられていると整理している。さらに、この義務は同法上、任意規定とされているため、立法経緯について検討し、その意義を明らかとするとともに、受託者免責条項にかかる議論につき整理している。また、アメリカにつき、統一信託法典を検討し、同義務の程度が客観的注意義務とされ、任意規定として位置づけられていることを述べている。

第4章では、忠実義務及び利益相反行為の制限等について検討している。旧信託法においてこれらの義務に関連する規定と考えられる同法9条及び同法22条1項等の内容及び趣旨を確認し、学説を検討している。その上で、後者は、ほぼ異論無く利益相反行為の制限にかかる規定と解されるが、前者の趣旨につき学説上対立があったところ、その文理及び他の規定との平仄、先行研究の分析から、同条は受託者の単独受益者兼併の禁止に加え、売渡抵当・譲渡担保が同法上の信託ではないことを明らかにすること、他の規定とともに同法1条を補完し信託を定義することにあると解するとしている。更に、利益相反行為の制限にかかる規定であることが明らかな同法22条1項の性質につき、同項但書の反対解釈から、強行規定であることを述べている。また、学説が述べる受託

者の一般的な忠実義務について整理し、明文上の根拠を同項に求め、これを強行的な性質を有する義務としている。信託法についても、忠実義務の一般規定を定める同法 30 条、利益相反行為の制限等を定める同法 31 条及び同法 32 条等の内容及び趣旨を確認し、立案担当者等は、前者を任意規定と解していること、後者は、明文上、任意規定であることを述べている。その上で、法制審議会同信託法部会、国会の審議を詳細に検討し、信託法部会で同法 30 条の忠実との文言を実質的に判断される概念とし、忠実義務の一般規定を任意規定と解する一定のコンセンサスが形成されていたが、文理上の明確化が不十分であり、同条を強行規定と解する学説との間において乖離が生じていることを明らかにしている。ほか、同法 31 条及び 32 条についての解釈上の課題も指摘されている。また、信託業法につき、善管注意義務と同様に改正経緯を詳細に検討し、信託会社の忠実義務及び信託財産に係る行為準則が強行規定として位置付けられていることを述べている。

第 5 章では、イギリス及びアメリカの信託（法）における受託者の忠実義務を検討している。特に、イギリスにつき、同義務の概念を学説及び判例から析出し、「利益相反の禁止」と「利益取得の禁止」との原則とその例外を整理するとともに、我が国とは異なり、受益権の取引が同義務の対象とされていることを指摘している。また、アメリカにつき、統一信託法典の検討を通じ、同義務の射程を整理し、この義務が任意規定とされていることを述べている。

第 6 章では、善管注意義務及び忠実義務、利益相反行為の制限等について課題と海外法域との比較を通じた立法論の提示を行なっている。このうち、信託法における善管注意義務について、その軽減の限界が信託目的に拘束されるべきこと及びその性質から包括的な軽減を行うことはできないと解すべきであるとしている。さらに、同義務について、特に民事信託における当事者の情報量・交渉力格差に着目し、イギリスにおける受託者免責条項の運用を参考とするルール策定を提案している。また、信託法における忠実義務及び利益相反行為の制限等について、相互の関係を検討し、前者は強行規定と考える必要があることを述べている。これらの義務については、更に、同法 31 条が受益権の取引を射程としていないこと、同条 2 項 1 号及び同法 32 条 2 項 1 号につき、信託行為の変更を相対的に容易に行いうる場合があることや善管注意義務の射程との関係で問題が生じる可能性があること、同法 31 条 2 項 2 号及び同法 32 条 2 項 2 号について、取引の相当性について受託者は疎明すべきこと等個別の課題を指摘している。また、主にイギリスの信託（法）からのインプリケーションとして、受託者の義務の根幹としての忠実義務を重視し、利益相反行為の制限等の例外について、受託者から委託者・受益者に対する情報提供が重要性を増していることを説いている。

### 3、本研究の意義

本研究は、信託法の立法過程における善管注意義務、忠実義務及び利益相反行為の制限等について、旧信託法との比較を通じ、その内容及び趣旨、性質を明らかとするとともに、法制審議会信託法部会、国会における審議を余すところ無く検討し、その課題を明らかとした体系的な研究である。そして、善管注意義務の任意規定化には、その性質から限界があること、忠実義務は、通説と異なり、強行規定と考えるべきこと、利益相反行為の制限等の例外のあり方について、個別に課題があることを示したものである。

さらに、信託業法についても信託会社の善管注意義務、忠実義務、信託財産に係る行為準則について、立法過程を詳細に検討し、その内容及び趣旨、制定経緯を明らかとしたものである。

以上

## 審査の結果の要旨

本研究には4つの大きな特色がある。

第1に、本研究は改正信託法の制定過程を詳細に至るまで探求していることである。制定に際しての法制審議会信託法部会の議事録を丹念に渉猟しているのみならず、旧信託法の制定過程、さらには信託概念が我国に継受された経緯にまで遡って叙述している。これほどまでに詳細な信託法制史研究は本研究をもって嚆矢とする、といっても決して過言ではない。本研究は、信託法制史研究としての側面を有しているのである。

第2に、本研究は信託法の比較法研究においても注目すべき成果をあげている。とりわけ善管注意義務と忠実義務とに関して英米信託法との緻密な比較検討がなされている。本研究それ自体が比較信託法研究としての大きな意義を有しており、特にイギリスの2000年受託者法、受託者免責条項の体系的整理は今後の我国の信託法研究に的確な方向付けを与えることは間違いない。

第3に、本研究は上記の2つの特色を踏まえたうえで、我国信託法固有の問題として善管注意義務と忠実義務という受託者の最も基本的な義務を取り上げて検討している。そして、結論として、立法担当者の見解や多くの立論とは異なり、善管注意義務の任意法規性の限界と忠実義務の強行法規制を導きだしている。これらの結論は十分な論証をもって展開されており、説得的な内容となっている。この点にこそ本研究の独自性と新規性を見出すことができるであろう。

第4に、本研究は信託業法についても細かい考察を展開している。信託業法は極めて専門的な法律であり、その理解は決して容易ではないが、本研究は信託業法における信託会社の善管注意義務と忠実義務に係る行為準則の内容・趣旨を制定過程に照らして明らかにしている。信託業法に関する研究はこれまで本格的なものは存在しなかったが、本研究によってそのような研究上の空白が埋められることとなった。本研究は信託実務に裨益するものと位置付けることができよう。

以上のような4つの特色を有する本研究は、受託者の善管注意義務と忠実義務に関して新しい独自の見解を主張している。この主張は、信託制度の本質的な在り方に関する考え方から帰納されたものであり、十分な説得力を有している。本研究は、学界・実務に大きな問題を提起した本格的な信託法研究と位置付けることができるものである。

以上、本学位論文は、その問題意識、方法論、論理展開のいずれの側面においても、優れたものであると評価することができ、博士（法学）を授与するに十分なものと判断する。

### 【学力の確認】

論文審査委員会による学力の確認を平成27年1月9日に実施し、十分に学力があるものと認定した。

### 【結論】

よって、著者は、博士（法学）の学位を受けるのに十分な資格を有するものと認める。